

「(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する環境の保全の見地からの鹿児島県知事意見

1 総括事項

- (1) 環境影響評価や事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び関係市の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、提出された意見を十分に検討するとともに、各種データや評価の根拠となる数値、出典等を具体的に記載するなど、分かりやすい内容・説明となるよう努めること。また、環境影響の程度については、数値等を用いて可能な限り定量的に記載すること。
- (3) 本事業計画は、切土及び盛土の残土量約66万立方メートル、樹木の伐採面積約32ヘクタールと大規模な土地の改変であり、残土の搬出、処分方法及び土捨場の設置、また、これらの土木工事や樹木の伐採に伴う大気環境、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系への影響が強く懸念される。
このため、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）、工事用道路（道路の拡幅工事等を含む。以下同じ。）の敷設について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土及び盛土、樹木の伐採面積を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑え、その結果を評価書に記載すること。
また、風力発電設備等の配置等や工事用道路の敷設について、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、大気環境、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系への影響を回避・低減することとし、その結果を評価書に記載すること。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風力発電設備等の設置基数の削減のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。
- (5) 環境影響評価の過程及び事業実施段階以降において、現段階で予測し得なかった環境影響が見られる場合又は重要な動植物の生息・生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び関係市に報告し、協議を行うとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、適切に環境保全措置を講ずること。
- (6) 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電所が稼働中であり、近接して風力発電所が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、(3)において調査、予測及び評価を再度実施する場合は、その影響について検討

するとともに、必要に応じ環境保全措置を講ずること。

- (7) 準備書に記載の事後調査を確実に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の意見を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

事後調査結果において、予測範囲を超える影響が確認された場合は、その対処方法を検討すること。

- (8) 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、評価書以降の環境影響評価手続を実施すること。

また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、地域住民等及び関係市に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。

2 個別事項

- (1) 大気環境に対する影響

ア 本事業計画は、切土及び盛土の残土量約66万立方メートルと大規模な土地の改変であるが、大気環境への影響のうち、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働について、この残土量に相応する大気質（窒素酸化物、粉じん等）の調査、予測及び評価の記載がないため、環境影響を過小に予測しているおそれがあることから、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

イ 工事用資材等の搬出入について、一般国道328号及び主要地方道36号を使用する計画となっているが、主要地方道36号における調査を実施せず、主要な走行ルートとして一般国道328号の1地点でのみ調査を実施しており、環境影響を過小に予測しているおそれがあることから、主要地方道36号における調査地点を追加した上で、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

また、準備書に「主要な走行ルートは現時点での想定であり、今後、関係機関等との協議により確定する」と記載されていることから、準備書で示した走行ルートに変更があった場合は、適切かつ効果的であると考えられる調査地点を設定した上で、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

加えて、準備書で示した走行ルートでは、沿道に住居等が存在していることを

踏まえ、工事関係車両台数の可能な限りの低減及び分散化を図るとともに、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 風力発電設備等の稼働に係る騒音の調査地点について、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年11月経済産業省。以下「手引」という。）では、「具体的には、風力発電設備に最も近い住宅等に加え、現況騒音からの増加分が大きくなることが懸念される住宅等を選定することが適当である。」とある。

準備書では、設定された調査地点について、配置等が予定されている風力発電設備等から最も近い住居が調査地点として設定されていない地点（環境2，6など）が存在することから、環境影響を過小に予測しているおそれがある。したがって、最も近い住居を調査地点に追加した上で、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

また、配置等が予定されている風力発電設備等（8，9号機）からの距離が近く、両機による累積的な騒音の影響が懸念される梨木野地区について、調査地点として設定されていないことから、調査地点に追加した上で、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

エ 風力発電設備等の稼働に係る騒音について、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省。以下「マニュアル」という。）では、「測定時期は、風配図等により地域の年間の風況を把握したうえで、風車が稼働する代表的な風況を把握できる時期を選定する。原則として四季毎に測定することが望ましいが、季節による風況の変化が少ない等の理由で、四季毎に測定を行わなくても年間の代表的な風況における残留騒音又は風車騒音が把握できる場合は、測定時期を減じてよい。」とある。

準備書では、春季及び秋季の2季のみ調査を行っているが、測定時期を減じた理由の記載がなく、マニュアルに適合するか否か不明である。そのため、測定時期を減じた理由を評価書に記載し、マニュアルに適合することを明らかにすること。

また、マニュアルに適合しない場合は、夏季及び冬季において、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

オ 残留騒音の調査結果について、騒音の調査地点（環境1～環境9）の主たる騒音源に自動車走行音や虫の鳴き声等が含まれているが、マニュアルでは、測定時期について「セミやカエル等の生物の鳴き声が顕著な時期等は、原則として避けることが望ましい。」とあり、残留騒音の算出においても、一時的に近隣を通過する自動車・航空機の発生騒音は除外するとあることから、マニュアルに適合していないおそれがある。したがって、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

カ 風力発電設備等の稼働に係る騒音について、風力発電設備等の配置等が予定されている地点から1キロメートル未満の範囲に住居が存在（準備書では、風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約0.5キロメートルと記載されている。）しており、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（平成25年6月環境省）には、風車から1キロメートル程度離れた住民から騒音の苦情が寄せられている事例があることから、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月環境省。以下「指針」という。）の指針値及び「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号。以下「環境基準」という。）の基準を超えないと予測されている。

風力発電設備等の配置等を再度検討する際は、指針の指針値及び環境基準を踏まえ、影響が回避又は十分低減されるよう、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更、稼働制限などの適切な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

キ 風力発電設備等の稼働に係る騒音及び超低周波音については、当該事業で導入される予定の定格出力4,300キロワットの風力発電設備等は国内最大級の出力規模であることから、予測結果の不確実性を十分に踏まえ、安全側に立って検討すること。また、方法書の知事意見で求めた過去の被害事例について、準備書に記載がないことから、調査を実施し、その結果を評価書に記載すること。

なお、事後調査について、準備書に騒音の現地調査を実施した地点のうち、残留騒音からの増加分が3デシベル以上になると予測した3地点でのみ実施すると記載されているが、予測結果の不確実性を十分に踏まえ、全ての調査地点で調査することを検討するとともに、住民への聞き取り調査等の実施を検討し、その結果を評価書に記載すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺の住居において、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会（資料編）」（平成23年6月環境省）で示されている海外のガイドラインの指針値（風車の影がかかる時間が年間30時間を超えないこと、かつ1日30分を超えないこと。）を超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測されている。このため、当該ガイドラインの指針値を踏まえ、影響が回避又は十分低減されるよう、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更、稼働制限などの適切な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

(3) 水環境に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域、水道原水の取水河川、

地区共同水道の水源及び飲用井戸等の水源，水面漁業権が設定された河川を含む複数の河川等並びに森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林等が存在しているとともに，地形・地質については風化が著しく進んでいる可能性がある岩下安山岩等であることから，土地の改変に慎重を要する区域である。

本事業の実施により土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから，水道事業者，地区共同水道管理者等と協議の上，工事中のモニタリングの実施及び土砂・濁水の流出を最小限に抑えるため，沈砂池の維持管理や風力発電設備等の周辺及び工事用道路の法面の緑化などの土砂流出防止措置を講ずるとともに，風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し，水環境への影響を回避又は極力低減することとし，その結果を評価書に記載すること。その際，造成等に伴い発生する濁水については，各沈砂池に流入する水質，水量等を明らかにすること。

また，環境保全措置の効果が適切であったのか事業実施後に確認する方法を，事後調査の実施を含め検討し，その結果を評価書に記載すること。

イ 準備書では，水の濁りの降雨条件について，「令和3年7月9日の時間最大雨量98.0mm/h（八重山地域気象観測所で観測）」を使用し，予測及び評価を行っているが，気象庁のホームページによると日最大1時間降水量は，令和3年7月9日に110.5mm/hと掲載されていることから，最新の八重山地域気象観測所における観測史上1位の日最大1時間降水量を考慮した上で，適切な降水量により再度予測及び評価を行い，必要に応じ環境保全措置を検討し，その結果を評価書に記載すること。

ウ 工事用資材等の搬出入に伴う粉じん等の影響を低減するための環境保全措置として掲げている工事関係車両のタイヤ洗浄等については，二次的な影響を防止するため，汚濁水の処理を適正に行う措置を検討し，その結果を評価書に記載すること。

エ 工事中の水の濁りに係る環境監視計画について準備書に記載されていないが，濁度及び土砂の堆積量など，定量的な手法により環境監視を行うことを検討し，その結果を評価書に記載すること。なお，環境監視を行う場合は，監視の内容や頻度，異常時の対応について具体的に記載することを検討し，その結果を評価書に記載すること。

(4) 動物，植物，生態系に対する影響

ア 対象事業実施区域では，絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数ペアが確認されている。

そのペアの中には，営巣地点の周囲半径1キロメートル程度と想定される営巣中心域に風力発電設備等の配置等が予定されており，営巣に影響が出る可能性が

高く、配置等が適切ではないおそれがある。したがって、専門家等の意見及び行動圏の内部構造を踏まえ、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。その際、クマタカの行動圏の内部構造については、専門家等の意見を踏まえ、詳細を図示すること。

クマタカのブレード、タワーへの接近・接触による影響について、準備書に予測には不確実性が伴っていると記載されているが、年間衝突個体数の大きな風力発電設備等については、専門家等の意見を踏まえ、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。

クマタカに配慮した風力発電設備等の配置等や環境保全措置の実施については、「猛禽類保護の進め方」（平成24年12月環境省）を参照すること。

イ バットディテクターを用いた調査において確認された、「環境省レッドリスト2020」における絶滅危惧Ⅱ類のノレンコウモリ、オヒキコウモリ、ヤマコウモリ、「鹿児島県レッドデータブック2016」における絶滅危惧Ⅱ類のテングコウモリ、コテングコウモリの可能性のあるコウモリ類は、ブレード回転域内の50メートル帯で確認されており、ブレードへの接近・接触が懸念されることから、専門家等の意見を踏まえ、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ バードストライク、バットストライクに関する事後調査について、死骸等の調査に当たっては、動物による死骸の持ち去りや積雪の影響による過小評価を避けるため、専門家等の意見を踏まえ、十分な頻度・時間（早朝を含む。）をもって実施すること。

特にバットストライクについては、国内において事例が蓄積され続けており、対策を講じなければ、死亡事故数が急増するおそれがある。このことから、事後調査に基づく、カットインのレベルアップやフェザリングが極めて重要となる。

したがって、事後調査においては、鳥類と合わせて、コウモリの事故死体収集を計画的に取り組むとともに、風力発電設備等のナセルにおいてバットディテクターによる音声を記録して事故数との関連を検討し、その結果を評価書に記載すること。

また、死体探索調査に加えて、死体除去実験（捕食者による持ち去り調査）や探索効率実験を行い、風力発電設備等による推定死亡数を算定した上での環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

加えて、「環境省レッドリスト2020」における絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、準絶滅危惧のハチクマ、ハイタカ、オオタカを含む渡り鳥の事後調査において、その飛翔に影響が出ると想定された場合、渡りの時期には風車の停止期間を設けるなどの環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

なお、動植物の事後調査期間について、稼働後1年間の実施となっているが、鳥類及びコウモリ類への影響の予測において、準備書に予測には不確実性が伴っていると記載されているとともに、鳥類の移動分散状況等は変化することも想定

されることから、専門家等の意見を踏まえ、より長期にわたり実施することを検討し、その結果を評価書に記載すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺には、「鹿児島県レッドデータブック2016」における準絶滅危惧のヤマトヌマエビの生息が確認されており、ヤマトヌマエビは、尾根側に近い上流側に生息することから、上流側に位置する底生動物の調査地点で多く確認されている。

準備書における底生動物調査地点（W1，W5，W8）は、対象事業実施区域から離れた下流側であることから、事業に伴う工事や土地の改変の影響が小さくなり、環境影響を過小に予測しているおそれがあるため、調査地点を対象事業実施区域に近い上流側に追加し、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

オ 対象事業実施区域及びその周辺には、森林法に基づく保安林が存在するなど、自然環境の保全上重要な地域が含まれている。

保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであることから、これらの地域に風力発電設備等の配置等や工事用道路の敷設を検討する場合は、保安林を原則除外するよう検討すること。検討に当たっては、必要に応じて保安林の指定等の権限者との協議を行うこと。

カ その他、対象事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に指定されているヤイロチョウ、「鹿児島県レッドデータブック2016」における準絶滅危惧のヒメネズミ、ニホンヒキガエル、ミヤマトベラ、ヒメノキシノブ等の生息・生育が確認されていることから、事業実施に当たっては、これらの生息・生育環境への影響を回避又は極力低減するため、専門家等の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

また、対象事業実施区域内及びその周辺において、文献その他の資料調査のみで確認されており、現地調査で確認されなかった「鹿児島県レッドデータブック2016」における準絶滅危惧のキリシマミドリシジミなどの希少種についても、事業実施に当たり、生息・生育が確認された場合は、専門家等の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

なお、生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木については、可能な限り保護に努めること。

(5) 景観に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、「八重山公園」や「八重の棚田」などの主要な眺望点、景観資源が存在しており、眺望景観等への影響が懸念されることから、鹿児島県景観条例（平成19年鹿児島県条例第62号）の基本理念を十分踏まえた対応を行うこと。また、周囲の環境と調和した景観が保全されるよう「鹿児

鳥島風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、県及び関係市との協議を実施すること。

なお、県、関係市、専門家、地域住民等及びその他の利用者の景観に対する意見を踏まえるとともに、景観の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯の設置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

イ 景観のフォトモンタージュを用いた予測について、晴天時ではなく曇天時の写真を使用することにより風車が見えにくい予測となっている地点があることから、環境影響を過小に予測しているおそれがあるため、全ての調査地点において、晴天時の写真で調査する必要がある。

また、景観の調査時期について、手引では、最多利用季及び四季の変化が景観に現れる期間を選ぶと記載されている。「八重の棚田（上之丸中線中間点付近）」における景観について、12月に調査を実施しているが、当該時期は適切であるか否か不明であり、環境影響を過小に予測しているおそれがある。

したがって、晴天時の写真を使用するとともに、適切な調査時期を選定した上で、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 「八重の棚田（上之丸中線中間点付近）」を眺望点とした予測結果において、配置等が予定されている風力発電設備等（1～4号機）について、景観に影響を与えるおそれがあり、また、「八重山公園」を眺望点とした予測結果においても、配置等が予定されている風力発電設備等（1，2号機）について、景観に影響を与えるおそれがある。

したがって、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に定める事業者が遵守すべき基準を満たさない可能性がある場合は、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。

エ 「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅱ）調査・予測の進め方について」（平成12年8月環境省。以下「環境省報告書」という。）において示され、また、準備書においても参照されている「景観対策ガイドライン（案）」（昭和56年UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）によると、視角5度～6度について、「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。圧迫感あまり受けにくい（上限か）」と記載されている。

「八重の棚田（上之丸中線中間点付近）」を眺望点とした予測結果において、配置等が予定されている風力発電設備等（1～4号機）について、それぞれ垂直視野角7.3度、6.4度、6.3度、7.6度と予測されており、6度を超過していることから、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。

オ 「環境省報告書」において示され、また、準備書においても参照されている「景

観対策ガイドライン（案）」によると、視角3度について、「比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。」、視角1.5度～2度について、「シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。」、視角1度について、「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。」と記載されている。

「八重山公園」を眺望点とした予測結果において、配置等が予定されている風力発電設備等（1，2号機）について、それぞれ垂直視野角3.6度，4.7度と予測されており、「市比野地区」を眺望点とした予測結果においても、配置等が予定されている風力発電設備等（5～9号機）について、それぞれ垂直視野角1.4度，1.3度，2.7度，3.5度，3.3度と予測されており，1度を超えていることから，必要に応じ環境保全措置を検討し，その結果を評価書に記載すること。

カ 鹿児島市，地域住民等及びその他の利用者の景観に対する意見を踏まえ，「てんがら館」，「八重棚田館」，「ゆるり乃湯」，「梨木野地区」について，調査地点に追加した上で，再度調査，予測及び評価を行い，必要に応じ環境保全措置を検討し，その結果を評価書に記載すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

「八重山山頂広場」及び「八重山自然遊歩道」について，準備書に「遊歩道や山頂公園の整備並びに環境学習施設として活用する案を検討しており，今後の関係機関との協議結果等を踏まえ実施する」と記載されているが，鹿児島市，地域住民等及びその他の利用者の人と自然との触れ合いの活動の場に対する意見を踏まえ，風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し，その結果を評価書に記載すること。

(7) 廃棄物等に係る影響

ア 建設工事においては，廃棄物の発生を抑制するとともに，根株を含む発生した廃棄物については適正に処理すること。また，廃棄物の種類，発生量及び処分方法について評価書に記載すること。

イ 本事業計画においては，風力発電設備等の配置等や工事用道路の敷設により，大規模な土地の改変が行われ，建設残土が著しく多いものとなっていることから，専門家等の意見を踏まえ，風力発電設備等や工事用道路の設置基数，設置場所，設計及び工法に関して更に検討を行い，切土量を可能な限り少量化することにより，建設残土の発生を極力低減し，その結果を評価書に記載すること。

なお，検討に当たっては，対象事業実施区域及びその周辺は古い岩下安山岩類等の地質であり，風化が著しく進んでいる可能性があることを考慮すること。

ウ 対象事業実施区域である八重山の尾根部は、比較的平坦ではあるが、山体を取り巻く斜面は急峻である。本事業計画で選定された建設残土の土捨場1～9については、尾根の平坦部及び尾根に近い谷頭に位置し、集中豪雨によって土石流の発生が懸念されるとともに、流れ下る河川の勾配が急であるため、土石流の勢が増す可能性が高い。特に土捨場3, 4, 8, 9については、尾根にある谷部分に位置することから、土砂流出の可能性が非常に高い。

また、土捨場1, 2, 3, 4, 6, 7が位置する対象事業実施区域西側の地質は、岩下安山岩類及び中岳火砕流（強～弱溶結凝灰岩）の分布域が広がっており、風化が著しくクラック（亀裂）が多く確認されている。

現に、対象事業実施区域及びその周辺は、平成5年の長雨により地層の含水率が飽和状態に近かったため、8月6日の集中豪雨に耐えられず「8・6水害」が起こり、斜面崩壊・土砂流出等が発生したところである。

このため、土捨場1～9の設置の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。なお、その際、建設残土の処分方法及び処分場所などについては、尾根にある谷部分を埋める方法にて実施しないこととするとともに、極力、対象事業実施区域外に搬出することとして、改めて検討の上、当該処分方法及び処分場所により生じる環境への影響について、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

(8) その他

ア 評価書の作成に当たっては、工事中における温室効果ガス排出削減対策についても記載することとし、事業実施に当たっては、工事の実施における温室効果ガスの排出削減について、努めること。

イ 風力発電設備等の工事中及び供用時における風化土層の崩壊・流出、斜面維持に係る調査を行うとともに、地質や含有する重金属等の有害物質についても調査を行い、適切に予測及び評価を行うこと。